第十二条第六項の表市町村の項第六号算式の符号M_{17}中「0.0042」を「0.0062」に、「0.0044」を「0.0088」に改め、同号算式の符号中「$S_{15}=0.0210$」を「$S_{15}=0.0532$」に、「$S_{16}=0.0332$」を「$S_{16}=0.0329$」に改め、同号算式の符号S_{17}中「0.0212」を「0.0309」に、「0.0222」を「0.0440」に改め、同号算式の符号S_{19}の次に次のように加える。

S_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0194
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0194

第十二条第六項の表市町村の項第六号算式の符号中「$U_{15}=0.0105$」を「$U_{15}=0.0266$」に、「$U_{16}=0.0166$」を「$U_{16}=0.0165$」に改め、同号算式の符号U_{17}中「0.0106」を「0.0155」に、「0.0111」を「0.0220」に改め、同号算式の符号U_{18}の次に次のように加える。

U_{19}	ア	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0104
	イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0104
U_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0097
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0097

第十二条第六項の表市町村の項第六号算式の符号V_nを次のように改める。

V_n		平成n年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち下水道事業に係るもの	

第十二条第六項の表市町村の項第六号算式の符号中「$X_{16}=0.0360$」を「$X_{16}=0.0357$」に改め、同号算式の符号X_{17}中「0.0087」を「0.0367」に、「0.0102」を「0.0382」に改め、同号算式の符号X_{19}の次に次のように加える。

X_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0080
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0080

第十二条第六項の表市町村の項第六号算式の符号Z_{19}の次に次のように加える。

Z_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0112
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0112

第十二条第六項の表市町村の項第七号算式Ⅰを次のように改める。

算式Ⅰ		
$B\times0.3+\sum_{n=12}^{20}(C_n\times D_n)+E\times0.3+\sum_{n=12}^{20}(F_n\times G_n)+H\times0.6+I\times0.6+\sum_{n=4}^{13}(J_n\times K_n)+\sum_{n=3}^{18}(L_n\times M_n)+\sum_{n=4}^{20}(N_n\times O_n)+\sum_{n=11}^{13}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=16}^{20}(R_n\times S_n)+\sum_{n=17}^{20}(T_n\times U_n)+\sum_{n=18}^{20}(V_n\times W_n)$		
1,930円×A		

第十二条第六項の表市町村の項第七号算式Ⅰの符号D_{17}中「0.009」を「0.032」に、「0.010」を「0.042」に改め、同号算式Ⅰの符号D_{19}の次に次のように加える。

D_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.008
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.008

第十二条第六項の表市町村の項第七号算式Ⅰの符号G_{17}中「0.009」を「0.032」に、「0.010」を「0.042」に改め、同号算式Ⅰの符号G_{19}の次に次のように加える。

G_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.008
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.008

第十二条第六項の表市町村の項第七号算式Ⅰの符号Jを削り、同号算式Ⅰの符号K_n、L_4、L_5、L_6、L_7、L_8及びL_9を同号算式Ⅰの符号J_n、K_4、K_5、K_6、K_7、K_8及びK_9とし、同号算式Ⅰの符号L_{10}中「0.058」を「0.000」に、「0.054」を「0.004」に改め、同号算式Ⅰの符号L_{10}を同号算式Ⅰの符号K_{10}とし、同号算式Ⅰの符号L_{11}中「0.037」を「0.036」に改め、同号算式Ⅰの符号L_{11}を同号算式Ⅰの符号K_{11}とし、同号算式Ⅰの符号L_{12}中「0.032」を「0.031」に改め、同号算式Ⅰの符号K_{12}を同号算式Ⅰの符号L_{12}とし、同号算式Ⅰの符号L_{13}中「0.032」を「0.031」に改め、同号算式Ⅰの符号L_{13}、M_n、N_5、N_6、N_7、N_8及びN_9を同号算式Ⅰの符号K_{13}、L_n、M_5、M_6、M_7、M_8及びM_9とし、同号算式Ⅰの符号N_{10}中「0.044」を「0.000」に、「0.031」を「0.011」に改め、同号算式Ⅰの符号N_{10}を同号算式Ⅰの符号M_{10}とし、同号算式Ⅰの符号N_{11}中「0.029」を「0.028」に、「0.025」を「0.024」に改め、同号算式Ⅰの符号N_{11}、N_{12}、N_{13}、N_{14}、N_{15}及びN_{16}を同号算式Ⅰの符号M_{11}、M_{12}、M_{13}、M_{14}、M_{15}及びM_{16}とし、同号算式Ⅰの符号N_{17}中「0.003」を「0.011」に、「0.004」を「0.021」に改め、同号算式Ⅰの符号N_{17}、N_{18}、O_n、P_4、P_5、P_6、P_7、P_8及びP_9を同号算式Ⅰの符号M_{17}、M_{18}、N_n、O_4、O_5、O_6、O_7、O_8及びO_9とし、同号算式Ⅰの符号中「$P_{10}=0.040$」を「$O_{10}=0.017$」に、「$P_{11}=0.035$」を「$O_{11}=0.034$」に改め、同号算式Ⅰの符号P_{12}、P_{13}及びP_{14}を同号算式Ⅰの符号O_{12}、O_{13}及びO_{14}とし、同号算式Ⅰの符号中「$P_{15}=0.045$」を「$O_{15}=0.044$」に、「$P_{16}=0.047$」を「$O_{16}=0.046$」に改め、同号算式Ⅰの符号P_{17}中「0.008」を「0.027」に、「0.010」を「0.051」に改め、同号算式Ⅰの符号P_{17}、P_{18}及びP_{19}を同号算式Ⅰの符号O_{17}、O_{18}及びO_{19}とし、同号算式Ⅰの符号O_{19}の次に次のように加える。

O_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.008
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.008

第十二条第六項の表市町村の項第七号算式Ⅰの符号Q及びRを削り、同号算式Ⅰの符号S_nを同号算式Ⅰの符号P_nとし、同号算式Ⅰの符号中「$T_{11}=0.043$」を「$Q_{11}=0.042$」に、「$T_{12}=0.042$」を「$Q_{12}=0.041$」に、「$T_{13}=0.043$」を「$Q_{13}=0.042$」に改め、同号算式Ⅰの符号U_n及びV_{16}を同号算式Ⅰの符号R_n及びS_{16}とし、同号算式Ⅰの符号V_{17}のイ中「0.002」を「0.005」に改め、同号算式Ⅰの符号V_{17}を同号算式Ⅰの符号S_{17}とし、同号算式Ⅰの符号V_{18}のア中「0.002」を「0.010」とし、同号算式Ⅰの符号V_{18}及びV_{19}を同号算式Ⅰの符号S_{19}の次に次のように加える。

S_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.002
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.002